

令和元年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和元年12月12日(木曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第58号 美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件(総務・文教)
- 2 議案第59号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件(総務・文教)
- 3 議案第60号 美唄市給与条例の一部改正の件(総務・文教)
- 4 議案第61号 美唄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正の件(総務・文教)
- 5 議案第62号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件(総務・文教)
- 6 議案第63号 美唄市職員の定年等に関する条例の一部改正の件(総務・文教)
- 7 議案第64号 美唄市立学校設置条例の一部改正の件(総務・文教)
- 8 議案第65号 美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件(総務・文教)
- 9 議案第66号 美唄市営野球場条例の一部改正の件(総務・文教)

- 10 陳情第1号 美唄市立栄幼稚園の存続を求める陳情(総務・文教)
- 11 議案第67号 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 12 議案第68号 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 13 議案第69号 損害賠償の額決定の件(産業・厚生)
- 14 議案第70号 令和元年度美唄市一般会計補正予算(第4号)(予算審査特別)
- 15 議案第71号 令和元年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)(予算審査特別)
- 16 議案第72号 令和元年度美唄市下水道会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 17 議案第73号 令和元年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 第3 議案第74号 財政調整基金使用の件
- 第4 議案第75号 美唄市教育委員会教育長任命の件
- 第5 議案第76号 美唄市教育委員会委員任命の件
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者推

薦の件

第9 諮問第4号 人権擁護委員候補者推薦の件

第10 決議案第1号 第7期美唄市総合計画調査特別委員会設置に関する決議

教育委員会教育長 天野政俊君
教育委員会教育部長 森川治君

選挙管理委員会委員長 高田豊君
選挙管理委員会事務局長 伊藤和広君

◎出席議員（14名）

議長 金子義彦君
副議長 桜井龍雄君
1番 伊藤真久君
2番 森明人君
3番 齋藤久美夫君
4番 山上他美夫君
5番 山崎一広君
6番 川上美樹君
7番 楠徹也君
8番 松山教宗君
9番 本郷幸治君
10番 紫藤政則君
12番 谷村知重君
13番 小関勝教君

農業委員会会長 今田邦彦君
農業委員会事務局長 高田裕二君

監査委員 後藤樹人君
監査事務局長 根布忠幸君

◎事務局職員出席者

事務局次長 村谷昌春君
長 門田昌之君

午前10時00分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 伊藤真久議員

2番 森明人議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第58号美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
ないし順序17、議案第73号令和元年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の以上17件を一括議題といたします。

◎出席説明員

市長 板東知文君
副市長 市川厚記君
総務部長 福地英敏君
市民部長 松田公史君
保健福祉部長兼福祉事務局長 高橋英雄君
経済部長 東貴弘君
都市整備部長 米澤勝君
市立美唄病院事務局長 今澤清隆君
消防長 相馬一司君
総務部総務課長 村上孝徳君
総務部総務課長補佐 平野太一君

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第58号ないし陳情第1号の以上10件について、楠総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長楠徹也議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第58号美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件、議案第59号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第60号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第61号美唄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正の件、議案第62号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第63号美唄市職員の定年等に関する条例の一部改正の件、議案第64号美唄市立学校設置条例の一部改正の件、議案第65号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件、議案第66号美唄市宮野球場条例の一部改正の件及び陳情第1号美唄市立栄幼稚園の存続を求める陳情の件の以上10件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月10日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第58号及び議案第59号については関連があり、一括して質疑を行いましたので、その質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

法改正により、労働条件が悪くなるということはないのか。との質疑に対し、フルタイム会計年度任用職員については、制度改正により、期末手当の引き下げ、寒冷地手当の廃

止が考えられるが、移行される職員については、これまでの経験を給与の分で号俸に加算をするということを考えていることから、今までの勤務条件よりは良くなっている。との答弁がありました。

次に、議案第60号及び議案第62号については関連があり、一括して質疑を行いましたので、その質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

12月の手当については、現行のルールで支出してから差額支給とするのか。

また、今回の人事院勧告による影響額はどのくらいになるのか。との質疑に対し、期末勤勉手当については、現行の改正前の率で支給することとし、差額を12月26日に支出を予定している。

また、一般職の人事院勧告による給与の影響額は、正規職員の増額分で給料月額229万7,000円、勤勉手当676万円、嘱託職員の増額分では給料月額50万6,000円となる。との答弁がありました。

次に、議案第65号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

栄幼稚園の閉園を3年先送りにした経過について。との質疑に対し、現在の在園児が全員卒園できること、さらに市民の皆様と議論するのに必要な期間を考慮するとともに、特別支援教育や公立幼稚園の役割などを検証する時間が必要であると考え、教育委員会の中で話し合いをしながら3年とした。との答弁がありました。

次に、教育委員会議での意思決定は、全会一致で3年延長を決めたのか。との質疑に対し、11月22日の教育委員会議で、全会一致で

条例改正案を了承している。との答弁がありました。

次に、2年前に栄幼稚園閉園の提案をされた際に、閉園とする理由の説明があり、議会としても苦渋の選択で閉園を決断したところであるが、今回の閉園を延長するにあたって、閉園理由の改善策について具体的なものが見えてこないが、その考え方について。との質疑に対し、今まで何かあったときにはその都度対応し、アルテピアッツァ美唄と教育委員会、栄幼稚園も含めて、何度も打ち合わせをし、安全対策について対応を積み重ねてきたが、今後も職員体制の充実を図りながら事前に防止ができるよう、万全を期してまいりたい。との答弁がありました。

次に、議案第66号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

野球場に対する市内の定額料金と、子どもの使用料について安くする考えはないのか。との質疑に対し、子ども使用料、市内、市外料金を設定している自治体も確認しているが、2年から5年で見直しを検討していきたい。との答弁がありました。

なお、議案第59号、議案第61号ないし議案第64号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第58号ないし議案第64号、議案第66号の以上8件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、起立同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長において否決すべきものと決定いたしました。

否決とした理由につきましては、委員会議論の中で、2年前の栄幼稚園が閉園となった

ことについては、十分な議論がされないまま閉園になった経過があるという質疑も出ましたが、前回、栄幼稚園を閉園するに至った理由として安全対策の問題があり、今回、閉園を3年延長するにあたって具体的な解決策が出されず、2年前の状況と変わっていないこと、また、何かあった時にはその都度対応し、教育委員会、各関係機関と協議しながら問題点を解決し、積み重ねてきているとの答弁があったことから、園児の安全、安心を第一に考えることが重要と考えますことから、何か事故が起きてからの対応では、到底安全対策がなされているとは理解できず、委員長において判断をさせていただきました。

また、陳情第1号につきましては、栄幼稚園の存続を求める内容でありますことから、先に審議し否決となった議案第65号の閉園延長を上回る内容であり、議決を要しないため、本陳情は、みなし不採択とすべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第67号ないし議案第69号の以上3件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました議案第67号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第68号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件及び議案第69号損害賠償の額決定の件の以上3件について、産業・厚生

委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月10日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第69号に対する質疑・答弁について申し上げます。

損害賠償の額を決定するにあたって、契約条項に額の決定に関する計算式はあるのか。との質疑に対し、契約条項には損害賠償額の算定に関する定めはなく、行政の事務手続きに則って判例や事例を踏まえて額の積算を行った。との答弁がありました。

なお、議案第67号及び議案第68号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第67号ないし議案第69号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第70号ないし議案第73号の以上4件について、川上予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長川上美樹議員（登壇） ただいま議題となりました議案第70号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第4号）、議案第71号令和元年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第2号）、議案第72号令和元年度美唄市下水道会計補正予算（第1号）及び議案第73号令和元年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月11日、委員会を

招集して審査いたしました。

初めに、議案第70号及び議案第73号については、関連があり、一括して質疑を行いましたので、その質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「行政情報化運用事業」について、マイナンバーカードの普及率が11%という状況を見ても、市民はその利便性を感じていないのは明らかであり、マイナンバーカードの取得にあたっては、考えられるデメリット等もきちんと周知し、取得が押しつけにならないようにすべきでは。との質疑に対し、マイナンバーカードの取得については、あくまでも個人の判断に委ねるが、市民が適正な判断ができるよう、必要な情報提供・発信をしていく。との答弁。

次に、「保健衛生管理事務」について、このシステムを導入することで、市民にどのような効果があるのか。との質疑に対し、マイナンバー制度を活用したデジタル化を行うことにより、乳幼児健診等の受診の有無や結果が、転居後も他市町村へ引き継がれ、母子の健康状態等を効率的に把握することができる。との答弁。

次に、「市立美唄病院会計支出金」について、企業債償還金分と補助金等返還金分の詳細について。との質疑に対し、平成30年度に市立美唄病院の実施設計を行う上で、契約分の出来高分について実施設計の支払いを行っており、その財源として企業債を借り入れていたため、実施設計が完了しなかったことに伴い、企業債570万円分を返還する費用として今回の支出金を充てている。

補助金等返還金分については、平成29年度

に基本設計委託、平成30年度には改築実施設計委託や地盤調査の委託等で社会資本整備総合交付金の補助申請を行い補助を受けており、今回、実施設計が完了しなかったことから、国に返還する必要があるため、その分の1,725万6,000円を支出することになっている。との答弁。

次に、「市立美唄病院事業」について、看護宿舍の解体についても補助金を受けていると思うが、その分の返還は必要ないのか。との質疑に対し、現状、病院の建替えは一時中断となっており、今後、総務省とも協議を行うが、道との協議では、現地建替えであれば繰り上げ償還はしなくてもよいこととなっている。との答弁がありました。

次に、議案第72号の質疑・答弁について申し上げます。

「地方債補正」について、地方債の発行については、なんらかの事業に充てるものと理解しているが、どのような内容なのか。また、対応する歳出はないのか。との質疑に対し、資本費平準化債とは、起債の償還をするために起債を借りるものとなっており、当初より決まっている歳出部分に充てるため歳出の変更はない。との答弁がありました。

なお、議案第71号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第70号ないし議案第73号の以上4件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第58号な

いし議案第64号について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第58号美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件**ないし**議案第64号美唄市立学校設置条例の一部改正の件の以上7件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第65号について質疑を行います。(「なし」と呼ぶ者あり) これをもって質疑を終結いたします。これより、討論を行います。

4番、山上他美夫議員。

●4番山上他美夫議員(登壇) ただいま議題となりました議案第65号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に賛成でございます。以下、その理由と意見を申し上げます。

栄幼稚園の存続を願う署名は、合計4,445筆で、美唄以外の方も1,700人おられました。実に市民の13%が署名したということになります。これだけの署名を集められました美唄市立栄幼稚園の存続をかなえる会の方々のご尽力に敬意を表しますとともに、これらの方々のご尽力に対し、常任委員会では、署名

の陳情もみなし採決にて否決となり、市民の意向をなんら信任し得なかったことに対しまして、改めて残念であったと考えております。市民から負託されている議員として、署名に託された思いに応えられなかったことを悔やむところでございます。

平成29年の栄幼稚園の閉園の経緯を調べてみましたが、その経過は、同年3月の教育長による教育行政執行方針に、閉園については何ら触れられておりませんでした。

しかし、同年4月に庁内検討委員会の後に閉園の動きが明らかになり、6月には保護者説明会、その後、自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会、そして9月の市議会定例会にて提案がなされるという急転直下の決定でありました。

その間、メロディー8月号で素案を市民に示し、8月14日までパブリックコメントの収集を行い、それを公表するという性急な進め方があり、それも当初12月の議会で上程するはずでありましたが、議案は9月に繰り上げられたということでございます。

また、そのときの廃園の理由も、少子化、不審者、熊の出没などとありますが、その理由の中の熊の出没について考察すれば、皆さんは、アルテピアッツァの一番奥にあります音の広場の作品群を見学し森の中まで入られたことがあるでしょうか。そこは、いつ熊が出てもおかしくない地形であって、栄幼稚園より、まずアルテピアッツァを見学する観光客の安全を論ずべきところではありますが、これまでにアルテピアッツァの熊対策の論議が行われたことは聞いたことがございません。その意味で、熊の出没については、廃園のた

めの理由づけをしたとしか思えません。

また、不審者の問題ですが、市内の保育所や幼稚園は、いつでも玄関まで訪問ができます。私も今年は2カ所の保育園を3回ほど訪れたことがございます。その時もまことにスムーズに訪問ができ、栄幼稚園だけが不審者について特別危険であるという理論には納得がいきません。

今の美唄市にとって、アルテピアッツァは他市に例を見ない財産であり、そのアルテピアッツァの原風景の中に、全国でもまれな炭鉱遺産である築64年の木造校舎があり、そこには、園児の生き生きとした声が聞こえ、大理石の池の周りで水遊びをする子ども達の心の風景があります。

今後ともアルテピアッツァを美唄市のかけがえのない観光資源とするならば、栄幼稚園の存在は、なくてはならない財産であると考えております。

美唄市立栄幼稚園存続のために寄せられた4,445名の署名の重さを心に刻み、栄幼稚園の存続にご理解と賛同をいただきますようお願いし、私の賛成討論を終わります。

●議長金子義彦君 12番、谷村知重議員。

●12番谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました議案第65号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

栄幼稚園はこれまで、アルテピアッツァ美唄の景観と一体化した安らぎと心和らぐ空間を形成し、幼稚園の園児達の遊ぶ姿が心を和ませるなど、アルテピアッツァ美唄を訪れた

方々には高く評価をされております。

一方で、不審者の対策、また、市内東明地域には、熊の出没件数が増加しているなど、園児の安全性の確保に向けた課題があることや、出生数の減少傾向に加え、女性の雇用機会の拡大等、社会情勢が大きく変化していることにより、保育所を選択する保護者が増えてきている状況を踏まえ、今後さらに入園者数が減少するものと予想せざるを得ません。

このことは、幼稚園教育要領に掲げる「集団生活の中で」という部分にあっては、他の人々の親しみや支え合って生活するための自立心を育て、人と関わる力を養うという点については、閉園という状況を迎えるときには、数名園児数が少なくなるという中で、この幼稚園教育要領の人間性に関わるねらいや内容については、その目標の達成は難しいものと判断するところであります。

また、今回の改正案は、幼稚園の存続ではなく、3年間の期間延長であり、その3年間の根拠にも理解しがたいものであります。

そして何より、園児の絶対的な安全確保に対するための具体的・効果的対策が示されることなくここまで経過したところであります。

一方、市内には私立幼稚園が2園、また、保育園、保育所、認定こども園等がありますが、少子化に伴い、それぞれ定員割れが続いている状況等も無視できないものであります。

こうしたことから、少子化により園児の減少が見込まれる中であって、施設の老朽化やセキュリティの確保など、さまざまな課題を整理していくことは、美唄市のまちづくりや財政的な観点、市民サービスの観点からも難

しいものと考えざるを得ず、栄幼稚園の閉園はやむを得ないものと考えます。

何とぞ議員の皆さんにおかれましては、議案第65号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件につきましては、賛同しづらいものであり、反対くださいますようお願い申し上げます、私の反対討論を終わります。

●議長金子義彦君 1番、伊藤真久議員。

●1番伊藤真久議員（登壇） ただいま議題となりました議案第65号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に賛成、栄幼稚園の存続を願う立場です。以下、その理由について意見を申し上げます。

この条例は、平成29年12月に決定した、平成32年3月をもって栄幼稚園を閉園するという条例改正をさらに改正し、令和5年3月まで閉園を延期するというものです。

まず、この条例改正に関しまして、美唄市立栄幼稚園の存続をかなえる会より、4,400筆以上の署名とともに陳情第1号が提出され受理されておりました。

また、パブリックコメントでは、過去に例を見ない381件もの多種多様な意見が寄せられておりました。大賛成の意見もあれば、大反対の意見もあり、これだけ多くの意見が集まったパブリックコメントから鑑みれば、簡単に閉園か存続かを定めることはできないものであります。

さらに、パブリックコメントについては、存続に反対する意見だけを述べた怪文書さえ出回り、事実、栄幼稚園存続に伴う条例改正

に反対という怪文書の文言どおりの意見だけで122件寄せられています。

教育長はこの怪文書に関して、調査は難しいとのご判断でしたが、パブリックコメント手続条例第7条の第2項において、意見を提出しようとする市民等は、住所及び氏名、その他市民であることを示す事項を明らかにしなければならないと明記されております。そして、その解説として、市民等が意見を提出する際には、意見提出に係る責任の所在をはっきりとさせること、意見内容の確認を行う可能性があることから、原則として、意見を提出した方の氏名及び住所を明らかにして行うことと明文化されております。はっきりと意見内容の確認を行う可能性があるとうたっており、調査は十分に可能であると考えております。また、教育長はこうも述べておりました。もし仮に条例案に反対を促す行動があったとしましたら、パブリックコメント制度の趣旨に反すると、お考えを示しておりました。

パブリックコメント制度の趣旨に反した場合の罰則規定などは詳しくはわかりませんが、今回のパブリックコメントを所管する教育委員会は、パブリックコメント制度において、趣旨に反することがあったのかなかったのか、パブリックコメントの手続条例に基づいて、しっかりと調査すべきです。

また、少し話は変わりますが、平成29年の5月22日、栄幼稚園の閉園が議会に諮られる前の話でございます。この日、5月22日、平成29年第1回総合教育会議が行われ、その中の議題の1つとして、美唄市立栄幼稚園のあり方についてという議題がございます。その

中で、閉園までのスケジュールを教育部長が説明しております。その要約をご説明しますと、私立幼稚園を含めた幼稚園長会議、6月の保護者説明会、企画調整会議、あるいは自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会等、8月に政策会議を経て、9月に栄幼稚園閉園に関する委員協議会を開催、その後、美唄市次世代育成支援推進委員会へ諮問して、9月に園児募集停止の決定を予定し、10月に経営会議、11月に再度、総合教育会議を経て、12月の平成29年第4回市議会定例会に係る条例を上程予定とあり、このことからわかるように、5月22日の時点では、閉園の条例改正の上程予定は12月議会であったことがわかります。

しかし、実際に栄幼稚園の閉園の条例改正が上程されたのは、平成29年9月の議会であります。では、いつの時点でスケジュールが変更になったのかと云えば、私は、栄幼稚園に関するさまざまな会議録について資料請求を行いまして、その資料の中に、平成29年6月1日に行われた第4回美唄市立幼稚園のあり方に関する庁内検討会議の資料として、スケジュールが公開されており、その中で、9月議会に上程と変更されておりました。

平成29年5月22日の総合教育会議から、わずか10日と経たずして変更されております。そこからは、ご存知のとおりの流れとなっております。この計画の決定プロセスについて、私は大きな疑問を残す部分であります。

また、平成29年の閉園が決定する前年、栄幼稚園には、定員35名のところ32名の児童が在籍しており、その数を参考に閉園の議論がなされておりました。その時、平成29年4月

27日に行われた美唄市立幼稚園のあり方に関する庁内検討委員会の資料では、平成32年4月1日、つまり来年の令和2年4月1日の園児数を4人と推測・推計しておりましたが、現在は18人の児童が在籍しており、さらに先の常任委員会で、栄幼稚園が存続となった場合、入園を希望する園児は4人いるとのお話もありました。2年前の閉園が決定した当時の園児数の推測とは異なる現実があるのです。しかも、それは美唄市にとって前向きな数字であると私は感じております。

この児童の推移を見ても、いま一度、存続か閉園かを議論するに値すると考えます。さらには、栄幼稚園をまちづくりにどう生かすかという視点を持ちながら、閉園を3年延期し、協議していくべきと強く申し上げ、私の討論を終わります。

●議長金子義彦君 9番、本郷幸治議員。

●9番本郷幸治議員（登壇） ただいま議題となりました議案第65号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に反対です。以下、その若干の理由について申し上げます。

栄幼稚園は、アルテピアッツァ美唄の中にある全国的にも珍しい公立幼稚園として、これまで多くの卒園生を送り出してきた伝統ある幼稚園であることは、私もよく承知しておりますが、一方で、栄幼稚園の置かれている地理的条件や教育環境においては、熊対策や不審者対策など、園児の安全性に問題があること、園舎については、木造二階建ての校舎の一部を幼稚園として活用しているが、老朽化が進み、2階は安田侃先生の彫刻のギャラ

リーとの併設や1階木造校舎という特殊性、具体的には幼稚園の玄関は、自由に入出りができ、さらにトイレも共有されているなど、不審者対策は万全とは言いがたく、施設整備に課題があること、さらには、平成20年度以降、定員割れがますます増加しており、また少子化が進み、今後さらに入園者の減少が予測されることなど、総合的に判断し、議会としても1年強にわたり議論を重ね、やむなく苦渋の決断をし、令和2年3月末をもって閉園することになりました。

ところが、今定例議会で、栄幼稚園の閉園を3年間延期するとの議案が提出されました。

私は、板東市長が当選されてから、7月議会、9月議会、そして今定例議会の本会議で、一貫して存続に対しては反対の立場で質疑を続けてまいりました。

繰り返しになりますが、閉園に至った大きな3つの理由に対しては、市長が当選してから今日まで、約6カ月経過しておりますが、残念ながら、何ら3つの課題解決に向けた具体的な答弁はなく、特に将来を担う大事な園児の安全性に対して、不安が払拭されておられません。

よって、議案第65号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件については、承認しがたいことを申し上げ、反対討論といたします。

何とぞ議員の皆様には、私の反対討論にご理解をいただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

●議長金子義彦君 10番、紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となっております議案第65号美唄市立学校設

置条例の一部を改正する条例の一部改正の件について、討論に参加いたします。

市長が提案をしました3年間閉園を延長して、その間、市民の皆さんと合意形成をしようという提案でしたが、委員長報告はそれを葬り去ったということでございます。

私は、委員長の報告に反対し、原案に賛成をする立場で、自分の考え方を申し上げたいと思います。

今ほど多くの議員の皆さんから討論が出されましたが、要約しますと、改善策が示されていないではないか、変わっていないのではないかということでした。それから、子どもさんの数もどんどん減ってきているし、美唄で公立幼稚園の維持は困難でしょうと。それから安全対策、そのことも強調されていました。いわば2年前に教育委員会がパブリックコメントを示され、当時の教育委員会としての考え方、そのことをお話になったということだろうと思います。

一方、賛成討論の議論では、今、この美唄の宝をなくすということは、将来に禍根を残すのではないだろうかということと、やはり2年前の議論というのが本当に拙速でした。手続き手順、意思決定、これらに至るプロセスが、市民の合意形成などというのはどこに置いていたのだろうかという疑問も改めて呈されたわけであります。

私は、議会とは一体何だろうかという視点で、考え方を申し上げたいと思います。

議会の権能というのは、これはルールに書いております。

一方、美唄市が独自につくりましたまちづくり基本条例、今から12年前であります。私

もこの条例制定で議論をさせていただきました。修正案も出させていただきました。より、議会が市民に信頼されるようにという視点での議論をした記憶がございます。なかなか良い文書が書いているのです。

第5章に市議会の規定がございまして、市議会の責務は、14条、15条に2つの条文で整理をされていますが、そこでは、市議会の会議は討論を基本とするということであります。

これが討論であります。しかし、ここでいう討論は、お互いの立場を超えて議論に耳を傾けて、市民の視点で最大公約数を得ると、そのための討論であります。言いっぱなし、聞きっぱなしのそういう討論の意味ではないのです。条例に書かれています。

それから、市民の皆さんへの情報の提供と議会が何をやっているのかということをお示しした上で、市民との対話の機会を設けるよう努めなければならないという項目もございます。そのためには、施策を検討する、調査の活動をする、これが欠かせないということをこのまちづくり基本条例、美唄市の憲法に書いているわけであります。

総じて議会活動全体に言えることですが、特にこの栄幼稚園をめぐる課題に関しましては、議会として、一体何が今までなされてきたのだろうか、このことを私は強く残念に思う1人であります。

十分な改善策が示されない、それから少子化で、これからの子ども数がどんどん減っていく、安全対策が施されていないではないか、議会として、そのことについて自ら議論をしたことはあるでしょうか。執行側に対する質疑という形での議論はありました。問い

ただして答弁をいただくという範疇であります。私ども議員が主体的に物を考え、あの地域に入り、あそこに住んでいる人方と協議をともにし、栄幼稚園へ行って、子どもたちと触れ合い、先生方の意見を聞く、そういう場を持ったのでしょうか。それぞれ個人的な行動はあるのかもしれない、しかし議会としての取り組みは、なかったのではないのでしょうか。

この6月に私は議席を得ました。そして、所管事務調査というものがあまして、栄幼稚園に行く機会を得ました。園長先生から幼稚園が取り組んでいる具体的な内容についてお話もいただきました。まだまだ知り得ないことがたくさんあります。市民の皆さんに情報を提供していないこともたくさんあります。しなければならぬことがあるわけなのです。

市長がかわって、当然、市長の考えで政策を打ち出す、当たり前のことです。そして、議論の結果、教育委員会も全会一致でこうしようということ合意形成がなったわけであり、それを議会が葬り去って良いのでしょうか。それも十分な議論なしに葬り去る権限が我々にあるのでしょうか。私はないと思います。

市長は、3年間の猶予をくださいということであり、廃止という基本は崩さない。しかし、猶予をくださいということなのです。先ほどの討論で、この意味がわからないという方がいらっしゃいました。3年延長の意味がわからないという意味がわかりません。きちっと説明がなされていると思います。その間、合意形成をしましょうということになります。

美唄から発信できる美唄の宝物、その1つ

が栄幼稚園のあの施設が入っているアルテピアッツァ美唄ではないでしょうか。全国に、そして世界に発信できる施設が、美唄の宝が他にありますか。それをなぜ葬り去る権限が我々にあるのでしょうか。市民との合意形成をいただくチャンスを提供してもらったと受け止めて、そして議論をしようではありませんか。

いろいろな思いの方がいると思います。何もあんな遠くまで連れて行く必要はないだとか、あそこにたかだか十数名でいるのに、お金をかける必要がない、もっとやるべきことがあるだろうと。あの施設があることによって、他の教育なり、子育て予算が制約をされていると思っているかもしれません。しかし、脈々とあの施設は継続をして、経営・運営されてきたわけであり、全国的にも高い評価を得ています。

私は、委員会の議決を経て、関係する皆さんにお電話で連絡をいたしました。夜遅く我が家においでいただいた方もいらっしゃいます。非常に力がなかったというお話を申し上げました。ただ、最後に申し上げたことは、委員会というのは一次審査機関といいまして、最終的意思決定ではありませんと。それぞれ、また仕切り直しで本会議で議論をいたします。精一杯、存続に向けてつなげる議論をさせてもらいたいと思います。せいぜいそのことをお話するしかありませんでした。おそらく良識ある判断がこの議会になされるだろうと信じていますからということをお知らせしたのです。

駄弁を弄しましたが、2年前の新聞にあります地域総合整備財団ふるさと財団東京の皆

さん方、専門の先生方がお見えになって、アルテピアッツァ美唄を見ていただいた時に、アルテ内の栄幼稚園については、世界に誇れる幼稚園、なくしたら恥ずかしいということを強調されています。

つらい環境でありますし、財源難であります。やっぱり美唄で誇れるもの磨き上げる、私たち大人の責任であると心からそう思います。

議員諸兄の懸命なご判断をいただきますよう、あわせて、地域に帰って、胸を張って議会の結果が報告できるような結論を導いていただきますよう心からお願い申し上げまして、私の討論を終わります。

●議長金子義彦君 これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案否決であります。

委員長報告のとおり、原案否決に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立、賛成 8 人、反対 5 人)

起立多数であります。

よって、**議案第 65 号美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 66 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 66 号美唄市営野球場条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

順序 10、**陳情第 1 号**については、栄幼稚園の存続を求める趣旨であります議案第 65 号の閉園延長が否決されたため、議決を要しません。

よって、本陳情は、委員長報告のとおり、**みなし不採択**といたします。

これより、議案第 67 号ないし議案第 69 号の以上 3 件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 67 号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件**ないし**議案第 69 号損害賠償の額決定の件**の以上 3 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 70 号ないし議案第 73 号の以上 4 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第70号令和元年度美唄市一般会計補正予算(第4号)ないし議案第73号令和元年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)の以上4件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、議案第74号財政調整基金使用の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました議案第74号財政調整基金使用の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、市立美唄病院等改築実施設計委託契約の契約解除に伴う損害賠償金、起債の償還及び補助金返還に充てるため議案記載のとおり基金を使用することについて、美唄市財政調整基金条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、議案第74号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第74号財政調整基金使用の件**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議案第75号美唄市教育委員会教育長任命の件ないし日程の第9、諮問第4号人権擁護委員候補者推薦の件の以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第75号美唄市教育委員会教育長任命の件であります。

本件は、天野政俊教育長が12月31日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会教育長として、引き続き、天野政俊氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第76号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、高橋泰浄委員が12月23日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、引き続き、高橋泰浄氏を任命いた

したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めますのであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、福地稔委員が令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、引き続き、福地稔氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、花井捷明委員が令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、新たに、谷津良一氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、人権擁護委員として、新たに、間島啓子氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、人権擁護委員として、新たに、白井啓裕氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 ただいま提案理由の説明はありました議案第75号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第75号美唄市教育委員会教育長任命の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

この場合、ただいま教育長に任命同意となりました天野政俊君から発言を求められておりますので、これを許します。

天野政俊君。

●教育長天野政俊君(登壇) 発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

ただいま本市議会定例会におきまして、教育長として、美唄市議会の皆様のご同意をいただきました天野政俊でございます。

今日子どもたちを取り巻く環境は、より厳しさを増す一方ではありますが、この厳しい環境をたくましく乗り越える力を身につけ、力強く社会を生き抜いていくことができる人に育つよう、美唄市の教育を進めてまいりたいと思っております。

また、将来を担う美唄の子どもたちが、心豊かにたくましく育ち、子どもから大人まで、市民の皆さんが、生涯にわたって楽しく学ぶ喜びを感じることでできる機会の充実を図っていきたいと思っております。

このような考えのもとで、市の教育の発展・充実に微力ではありますが、誠心誠意努力してまいりますので、議員の皆様には、一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第76号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第76号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり**同意**することによって決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第1号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第2号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第3号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第3号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第4号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第4号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第10、決議案第1号第7期美唄市総合計画調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

6番、川上美樹議員。

●6番川上美樹議員(登壇) ただいま議題となりました決議案第1号第7期美唄市総合計画調査特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

第7期美唄市総合計画調査特別委員会設置に関する決議

(委員会の設置)

1 本市議会に第7期美唄市総合計画調査特別委員会を設置する。

(設置の目的)

2 本委員会は本市のまちづくりの基本的な方向を示す第7期美唄市総合計画の策定についての調査を行うことを目的とする。

(調査事項)

3 本委員会の調査事項は、次のとおりとする。

(1) 第7期美唄市総合計画の策定に係わる事項について

(委員の定数)

4 本委員会の定数は14人とする。

(調査期間と閉会中の調査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記決議する。

令和元年12月12日

美唄市議会

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました決議案第1号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第1号第7期美唄市総合計画調査特別委員会設置に関する決議**は、原案のとおり**可決**されました。

ただいま設置されました第7期美唄市総合計画調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

伊藤真久議員、森明人議員、
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、
山崎一広議員、川上美樹議員、
楠徹也議員、松山教宗議員、

本郷幸治議員、紫藤政則議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
小関勝教議員、金子義彦

の以上14人の議員を指名いたします。

●議長金子義彦君 以上をもちまして今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和元年第4回美唄市議定例会は閉会いたします。

午前11時10分 閉会

